

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年11月24日 開会時間・午前・午後10時06分 閉会時間・午前・午後10時55分
出席者	後藤 國弘 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 12月定例会について ○ その他	

【開会=午前10時06分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。川柳委員から欠席の連絡を受けております。また、本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしく申し上げます。

本日の審議事項は、タブレット端末の議会運営委員会フォルダに格納したとおりであります。まず、12月定例会についての協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願います。副市長、お願いします。

副市長

皆さんおはようございます。それでは、令和5年11月29日開会の第5回羽島市議会定例会において審議をお願いする付議案件についての説明をさせていただきます。付議する案件の内訳は専決処分の報告4件、条例の一部改正等9件、指定管理者の指定3件、令和5年度補正予算3件、市道路線の廃止1件、以上20件となります。それでは、順次説明をしていきます。

まず、議案書の3ページをお願いいたします。「報第9号専決処分の報告について」です。令和4年7月16日午後3時ごろ、岐阜市内のホテルの地下駐車場において、走行していた公用車のスピーカーがシャッターボックスに接触し、天井およびシャッターボックスに損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により決めましたので報告するものです。損害賠償額は88万円で、相手方は岐阜市所在の法人となります。また、過失割合は市が10割となります。

次に4ページをお願いいたします。「報第10号専決処分の報告について」です。令和5年8月10日午後4時40分ごろ、上中町長間2322番地付近交差点内において南進していた公用車と西進していた相手方車両が接触し、相手方車両の右側面に損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により決めましたので、報告するものです。損害賠償額は5万7753円で、相手方は滋賀県草津市所在の法人です。また、過失割合は市3割、相手方7割でございます。

次に5ページをお願いいたします。「報第11号専決処分の報告について」です。令和5年4月19日午後5時10分ごろ、下中町加賀野井字道北566番地先の道路上の穴により北進していた自動車の左側の前タイヤに損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定め

ましたので報告するものです。損害賠償額は1万3804円で、相手方は愛知県江南市在住の個人です。また、過失割合は市4割、相手方6割となっております。

次に6ページをお願いいたします。「報第12号 専決処分
の報告について」です。令和5年10月9日午前10時ごろ、堀津町須賀北2丁目16番地先の道路上の穴により西進していた自動車の左側後ろタイヤに損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので報告するものです。損害賠償額は4万6464円で、相手方は、羽島市所在の法人です。また、過失割合は市4割、相手方6割でございます。

次に7ページをお願いいたします。「議第78号 羽島市
個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について」です。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、現在マイナンバーを使って情報連携できる行政機関やその業務については法律において定められていますが、情報連携のより速やかな開始を可能とするため、法改正により、主務省令で定めることとなりました。これに伴い、条例の規定の整備及び用語の定義の追加を行うものでございます。この条例は法律に規定する政令で定める日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

次に10ページをお願いいたします。「議第79号 羽島市
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」です。国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和5年8月人事院勧告を踏まえ、条例の一部を改正するものです。主な改正内容についてご説明いたします。1つ目、羽島市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。ボーナスの改定といたしまして、一般職員及び特定管理職員について、令和5年12月期のボーナスを0.1カ月分引き上げる。令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を同じ割合にする。給与表の改定といたしまして、初任給の引き上げ、高卒約8%、大卒約6%、若年層に重点を置いた給与月額
の引き上げでございます。2番目といたしまして、羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、市長、副市長、教育長に対する期末手当の改定でございます。令和5年12月期の期末手当を0.1カ月分引き上げる。令和6年度以降の期末手当について、6月期

及び12月期の支給割合を同じにする。これに伴いまして市議会議員の皆様がたについても同様の期末手当の0.1カ月分の引き上げというふうになります。羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部の改正ということで、任期付職員に係る給料表及び期末手当の改定を行うものでございます。この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行をするものでございます。

次に38ページをお願いいたします。「議第80号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について」です。高压ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、液化石油ガスに係る法律に基づく設備の点検検査において、手数料の減額の対象となる設備に自律的に高度な保安を確保できる事業者として国が認めた、いわゆる認定高度保安実施者が自ら完成検査を行った設備を追加するものでございます。なお、羽島市には今回の改正に係る該当設備はございません。この条例は公布の日から施行をするものでございます。

次に41ページをお願いいたします。「議第81号 羽島市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の交付に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、内閣府が定める基準において所要の規定の整備が行われたため、同様の改正を行うものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に45ページをお願いいたします。「議第82号 羽島市老人福祉センター条例を廃止する条例について」です。羽島市老人福祉センターを廃止するため、同条例を廃止するものでございます。この条例は令和6年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に46ページをお願いいたします。「議第83号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」です。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、子育て世帯の負担軽減を図るため、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの期間、4カ月間にかかる保険料の所得割額及び均等割額を減額するものでございます。この条例

は令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に54ページをお願いいたします。「議第84号 羽島市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について」です。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布等に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、法律の公布に伴い、当該条例中の関係法律に項の追加が行われたため、条例中の引用箇所を改めるものです。また、個人情報の目的外使用及び提供について、個人情報保護法に基づいて整理を行ったものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に57ページをお願いいたします。「議第85号 羽島市企業立地促進条例及び羽島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」です。統計法第28条の規定に基づき、統計基準として、日本標準産業分類を定める件の告示に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容としては、日本標準産業分類について定めた総務省告示が改定されたことに伴い、条例中の日本標準産業分類の引用先を改定前の総務省告示から変更するものでございます。引用先については今後、総務省告示の年番号の表示に係る改正の必要性をなくすため、統計法に規定する統計基準として定められたものからの引用とするものでございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に60ページをお願いいたします。「議第86号 羽島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」です。市営住宅に入居するための同居親族の要件等を見直すため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、岐阜県パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、市営住宅に入居するために必要な同居親族の要件に同棲を含むパートナーシップ宣誓者及び内縁者といった事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含むこととするものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に62ページをお願いいたします。「議第87号 羽島市文化センター及び羽島市立中央公民館の指定管理者の指定について」です。羽島市文化センター及び羽島市立中央公民館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定する団体は公益財団法人羽島市地域振興公社で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

次に63ページをお願いいたします。「議第88号 羽島市歴史民俗資料館の指定管理者の指定について」です。羽島市歴史民俗資料館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定する団体は公益財団法人羽島市地域振興公社で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

次に64ページをお願いいたします。「議第89号 羽島市スポーツ施設の指定管理者の指定について」です。羽島市スポーツ施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定する団体は特定非営利活動法人羽島市スポーツ協会で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

次に65ページをお願いいたします。「議第90号 令和5年度羽島市一般会計補正予算（第6号）」についてです。歳入歳出予算の総額に1億1285万7000円を追加し、総額を250億7099万9000円とするものでございます。補正内容は職員人件費等です。財源としては、基金繰入金を充てるものでございます。

次に94ページをお願いいたします。「議第91号 令和5年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてです。歳入歳出予算の総額に297万円を追加し、総額を68億7769万円とするものでございます。補正内容はシステム改修に係る賦課徴収事務経費です。財源としては、県の負担金を充てるものでございます。

次に99ページをお願いいたします。「議第92号 令和5年度羽島市病院事業会計補正予算（第3号）」についてです。安定的な病院事業の運営を継続するための対応として、総務省が新型コロナウイルス感染症により影響を受ける公営企業を対象として、新たに設けた制度である特別減収対策企業債を、限度額3億円を予定として新たに追加するものでございます。

次に100ページをお願いいたします。「議第93号 市道路線の廃止について」です。道路法第10条第1項の規定により、101ページのとおり江迎11号線を廃止するものでございます。

以上、本定例会において審議をお願いする付議議案について、その概略を説明いたしました。なお、議第79号及び議第90号については議会初日での議決をお願いしたいと思います。初日に議決をいただきましたら、引き続き追

後藤國弘委員長	<p>加案件として補正予算に関わる議案を2件提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは続いて、初日の追加議案について引き続き執行部から説明を願ってよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議会事務局長	<p>追加議案につきましては、議場のほうで配布いたします。この会議終了後、回収させていただきますので、メモ等は別紙にてお願いいたします。</p>
後藤國弘委員長	<p>お願いします。</p>
副市長	<p>それでは、議会初日に追加で提出させていただきます議案についての概略を説明させていただきます。</p> <p>追加議案書の3ページをお願いいたします。「議第94号 令和5年度羽島市一般会計補正予算(第7号)」についてです。歳入歳出予算の総額に8億1159万1000円を追加し、総額を258億8259万円とするものでございます。補正内容は住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金及び道路新設改良事業等です。財源としては、基金繰入金及び市債等を充てるものでございます。あわせて繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものでございます。</p> <p>次に22ページをお願いいたします。「議第95号 令和5年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてでございます。歳入歳出予算の総額に780万9000円を追加し、総額を59億7520万8000円とするものでございます。補正内容は介護予防生活支援サービス事業等です。財源としては、国庫補助金及び繰入金等を充てるものでございます。</p> <p>以上、追加提出をお願いしたい議案についての概略を説明いたしました。よろしくお願いいたします。</p>
後藤國弘委員長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か</p>

	ありますでしょうか。
	(発言なし)
後藤國弘委員長	それでは、執行部は退席していただいて結構です。
	(執行部退席)
後藤國弘委員長	次に請願について、局長説明願います。
議会事務局長	22日までに受付しました請願は0件でございます。
後藤國弘委員長	次に陳情、要望について、局長説明願います。
議会事務局長	22日までに受付しました陳情、要望は2件でございます。「陳情第6号 木材の利用推進に関する要望書」、「陳情第7号 国に対し『パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書』を提出することを求める陳情」以上の2件です。取り扱いにつきましては従来の通り本会議場に写しを配付するということをお願いしたいと思います。以上です。
後藤國弘委員長	次に議案の付託先について、局長説明願います。
議会事務局長	先ほど副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は専決処分の報告が4件、条例の一部改正等が9件、指定管理者の指定が3件、令和5年度補正予算が3件、市道路線の廃止が1件、合わせて20件であります。議第79号及び議第90号の2件につきましては人事院勧告等を踏まえた条例の改正、人件費補正でありますので、11月29日の開会日に採決までお願いすることになります。その後、人件費を除く一般会計補正予算の議第94号、介護保険特別会計補正予算の議第95号の2件が追加提案されますので、追加議案提出後の議案数は20件、そのうち報第9号から報第12号の4件は委員会付託を省略しますので、議案の付託につきましては、総務委員会が6件、うち追加議案が1件、民生文教委員会が7件、うち追加議案が1件、産業建設委員会が3件、合計16件になります。
後藤國弘委員長	局長から説明のあったとおり付託してよろしいでしょうか。

<p>後藤國弘委員長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>次に会期日程について、局長説明願います。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>会期につきましては11月29日から12月22日までの24日間、日程については、初日29日は市長提出案件の説明、議第79号及び議第90号については質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきます。その後、補正予算関係の議案が追加提出されるので日程に追加し、議案の説明を願い、初日は散会となります。30日から12月7日までは休会、30日に議案の詳細説明を行います。8日は一般質問、9日と10日は休会、11日と12日は一般質問、13日は休会、14日は議案質疑、委員会付託、本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思っております。15日は総務委員会、16日と17日は休会、18日は民生文教委員会、19日は産業建設委員会、20日と21日は休会、最終日22日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。</p> <p>最後に代表質問につきましては、12月定例会は1番目が自民清和会さん、2番目が自民クラブさん、3番目が元氣・羽島クラブさん、4番目が公明党さん、5番目が日本維新の会さん、6番目が日本共産党羽島市議団さん、7番目が正統派クラブさんの順となりますのでよろしくお願いいたします。なお、一般質問要旨通告書につきましては初日の午後2時までに紙ベースで提出いただくことになっておりますが、9月定例会に引き続き紙での提出にあわせ、極力メール等にてデータでも提出いただくようお願いいたします。また、議員間討議につきましては12月14日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定を11月30日の議案詳細説明後に行っていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>後藤國弘委員長</p> <p>議会事務局長</p>	<p>では、そのように取り計らうことといたします。12月定例会について、そのほか何かありますでしょうか。</p> <p>質疑における連絡についてお知らせいたします。議案質</p>

	<p>疑や委員会での質疑の連絡期限について、質疑が行われる2日前としておりますので、14日の議案質疑については、2日前の12日の火曜日まで、15日の総務委員会については13日の水曜日まで、18日の民生文教委員会については14日の木曜日まで、19日の産業建設委員会については15日の金曜日までとなりますのでよろしくお願いいたします。また、資料の提出依頼ということで、今定例会に提出されております指定管理案件3件について、指定管理者選定委員の名簿、選定委員の主な意見等、委託契約の項目内容、指定する団体の概要の4項目の資料提出の依頼について、平成30年12月定例会の例に倣い、行うかどうか協議をお願いいたします。今のところまだ決定ではございませんが、追加議案がある場合は議会運営委員会を開催することになりますのでよろしくお願いいたします。開催が決まりましたらご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
後藤國弘委員長	<p>ただいま局長からありましたように、指定管理者の資料を依頼するかどうかは、依頼する方向でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議会総務課長	<p>紙ベースで1部用意しまして、図書室のほうに置かせていただきたいと思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で12月定例会についての協議を終了します。</p> <p>続いて、議員提案による政策条例について、野口議員から3月議会において議員発議を行いたいとの話がありました。野口議員にその内容の説明を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>お願いします。</p>
野口議員	<p>この場をお借りしまして、歯科口腔保健条例について、議員提案で条例の制定をさせていただきたいと思っております。今どういう状況なのかというのを説明させていただきます。なぜ制定するのかと言いますと、皆さんご存知だと思いますが、歯科口腔の関係ですと、歯周病は全身病と言</p>

われておりまして、認知症ですとか、誤嚥性肺炎、糖尿病など全身の病気につながるものが報告されております。また、口腔ケア、口腔機能管理によりまして、病院在院日数の減少ですとか、がん治療、医療費の減少も可能であるという報告もありますことから、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づきまして、羽島市におきましても歯と口腔の健康づくりに推進するための条例が必要ではないかと考えております。古い数字で申し訳ありませんが、2021年の段階で、岐阜県内の市町村における口腔保健に関わる条例の制定状況は11市10町1村となっております。今後考えております予定としましては、現在、条例文を作成をしております。これは県の歯科医師会の関係者のかた、そして羽島市の歯科医師会の会長さんとも意見交換をさせていただきながら条例文の作成を現在進めているところでございます。大体、来週の頭にはまとまる予定でございますので、11月30日に全員協議会が開催されますので、全協におきまして、もちろん議員の皆様のご意見をいただかなければなりませんので、この全協におきまして、たたき台と言いますか、素案を示させていただきたいと思っております。私からは以上でございますが、協議等々をまた議運のほうでもお時間をお借りして、進捗状況等々をご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

後藤國弘委員長

ありがとうございます。今後、議会内の進め方ですが、30日の議案詳細説明終了後に全員協議会を開催いたしまして、条例案について全議員へ説明を実施したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に委員会のオンライン開催について、令和5年3月定例会で条例、規則の改正を行いました。実施要項について協議したいと思います。お手元に要綱案ですが、市議会議長会の例のほか、参考にした他市議会の例との対照表をお配りしております。次回、皆さんの意見をお聞きし、素案を決定していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、常任委員会の任期の取り扱いについて、委員から議会改革特別委員会における委員会活動計画とあわせて協議してはとの意見がありました。次回、現時点での協議の状況について、議会改革特別委員長に報告を求め、皆さんの意見をお聞きし、議会運営委員会として決定していきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

後藤國弘委員長	<p>(異議なし)</p> <p>最後に議会基本条例の達成状況に関する評価、点検について協議したいと思います。前回は4年間を通した評価のみを行いました。今回、毎年ごとに単年での評価を行い、4年目に期を通した最終評価を行ってはと考えます。まずは別紙により全議員に記入いただいたものを取りまとめ、3月定例会を目途に中間結果について取りまとめ、全員協議会に報告し、公表してはと考えますが、ご意見などありましたらご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは議会基本条例の達成状況に関する評価、点検について、議会運営委員会において行うこととし、全員協議会で全議員に説明するため、議長へ申し出たいと思います。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>そのように進めさせていただきます。 そのほかについて何かありますか。</p>
野口議員	<p>意見書の提出をと思っておりました。何かと申しますと、ふるさと納税の関係なんです。非常に国からの返礼品の規制というのが厳しいので、ちょっといかなものかということで、総務大臣に対して意見書を提出させていただきたい。というのは、個人でやるのではなくて、議会の総意ということで意見書を提出させていただきたいと思います。議会運営委員会で協議のほどをお願いいたします。内容につきましては、令和5年10月1日にふるさと納税の制度が改正されました。経費率に含める対象経費の拡大、地場産品基準の厳格化がなされました。この改正によりまして、契約の変更や見直しの必要性が生じたり、これまで受け取ることのできた一部の返礼品が対象外となったり、地方自治体においては、その対応に追われる事態が発生しております。そのため、年度途中での制度改正、今回のような制度改正は地方自治体の計画的な行財政運営に多大な影響を及ぼすということと、行政の停滞にもつながりかねないということから、年度単位で改正するならば改正をして</p>

	<p>いただきたいということと、制度を改正する際は、予算編成作業の時期を考慮し、少なくとも半年以上前には地方自治体に通知するとともに、経過措置期間を設け、地方自治体の計画的な行財政運営や返礼品事業者との契約に多大な影響を及ぼさないよう配慮すること、しっかりと地方のことを考えてくれという意見書を提出したいと思っておりますので、協議をしていただいて、12月定例会中に意見書を提出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
後藤國弘委員長	<p>ありがとうございます。野口議員から説明がありましたが、この意見書を議運で発議するかしないか、今すぐ決めるのは難しいと思いますので、再度時間をとりまして、できれば議会開会中に議運を開き、決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>内容自体もはっきりしてから、議運で取り扱いたいと思いますので、よろしくお願い致します。また議運のほうでしっかり読んでいただいて、皆さんに議運のほうで協議したいと思います。この意見書については次回の議会運営委員会で皆さんの意見をお伺いしたいと思います。そのときに議会運営委員会で意見書を発議することになりましたら、議会最終日に発議したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは次に、前回協議しました市議会ペーパーレスへの対応として、協議結果により全議員への報告に向けて最終案をお配りしております。ご確認いただきまして、よろしければ、全員協議会にて報告したいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>この結果を報告したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>議長さん何かありましたらお願いします。</p>
藤川議長	<p>12月定例会からタブレット端末を通して資料を閲覧することになるかと思っております。そうしますと、操作に不慣れな方もいらっしゃるんじゃないかと、欲しい、見たい</p>

後藤國弘委員長	<p>情報がなかなかすぐに出てこないということも起こるのではないかと思いますので、円滑な議事進行ができるように、資料がちゃんと見れる状態にした上で会議が始まるということにさせていただけると、それが理想ですので、不慣れなかた、やり方がわからないという方について、わかるかたでサポートし合うという、事務局も協力をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>いろいろな方法があると思いますので、自分のやりやすい方法を見つけて、慣れていただくしかないと思います。よろしく願いします。今定例会からタブレット端末を用いて、ペーパーレスで行っていきたいと思いますので、皆さんしっかり慣れていただいて、12月議会はちょっとギクシャクするところがあるかと思いますが、その辺も徐々に慣れていくと思いますのでよろしく願いしたいと思います。</p> <p>議会運営委員会を閉会したいと思います。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午前10時55分】</p>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------